

公益社団法人 日本看護科学学会 平成 22 年度臨時社員総会 議事録

日時：平成 22 年 8 月 24 日（火）11：00～12：15

場所：青山ダイヤモンドホール B1F エメラルドⅡ

〒107-0061 東京都港区北青山 3-6-8 TEL：03（5467）2111

出席者：社員（代議員）：片田範子、井上智子、小松浩子、真田弘美、田村やよひ、野嶋佐由美、堀内成子、南裕子、森恵美、安酸史子（以上理事）、中西睦子（以上監事）、浅野みどり、安藤広子、泉キヨ子、薄井坦子、内田雅代、江川隆子、大西和子、大室律子、岡田洋子、尾崎フサ子、川西千恵美、木下幸代、黒田裕子、桑名佳代子、小西恵美子、近藤潤子、近藤まゆみ、佐藤栄子、島田啓子、關戸啓子、竹崎久美子、近田敬子、寺崎明美、土居洋子、永井優子、中島紀恵子、中村由美子、久間圭子、藤田佐和、丸山知子、水野道代、山内豊明、山口桂子、渡邊順子

指名理事：内布敦子、田中美恵子

社員総数：169 名

議長：片田範子（理事長）

I. 開会および理事長挨拶

開会

社員総数 169 名中、現時点の会場出席者 38 名、有効委任状 84 名、書面議決権行使 14 名、全 136 名にて日本看護科学学会定款 23 条、24 条の要件を満たしていることから、公益社団法人 日本看護科学学会 平成 22 年度臨時社員総会が開会された。司会は井上副理事長、書記は、高橋はづき（東京女子医科大学）、鳥原真紀子（国際医療福祉大学大学院博士修了）で行われた。

理事長挨拶

片田理事長より以下に関する内容の挨拶があった。公益社団法人への移行に伴い、臨時社員総会の開催や定款の見直しを通して、公益法人としての本会のあり方や方向性を見直す機会となったことが述べられた。代議員制度とは、社員総会の力で学会を運営していくことであり、代議員の役割や責任とは、学会員からの意見や思いを受け止め、それをもとに社員総会に報告するので、改めて代議員の責任の重さを感じていただき、役割を果たしていただきたいことが述べられた。今後は、公益社団法人 日本看護科学学会として活動していくにあたり、会員数の増加だけでなく、社員の皆様と共に、魅力ある事業や社会へ還元できる事業を構想していきたいと考えていることが述べられた。

定款 22 条に基づき、片田理事長が議長に選出された。

II. 議事録署名人の承認

議事録署名人として関西看護医療大学の江川隆子氏、福岡大学の寺崎明美氏が推薦され、拍手にて承認された。

III. 報告事項

1. 平成 22 年度 4 月～5 月理事会報告（片田理事長）

資料 p. 1 に基づき、社員の変更が報告された。埼玉県立大学の野川とも江氏のご逝去されたため、筑波大学の安梅勅江氏が就任されたことが報告された。

理事会は書面理事会と第1回理事会が開催されたことが、資料 p. 2 に基づき説明された。今期行われる選挙に関連し、選挙管理委員会の意向を確認し、選挙に向けて始動していることが説明された。

2. 総務報告 (真田理事)

公益社団法人への移行に伴い会員数は1000人減となり、5月31日付の会員総数は5169名であるが、現在学術集会の演題の申し込み等で、会員数は徐々に回復していることが説明された。

IV. 審議事項

【1】平成22年度4月～5月事業報告の承認 (真田理事)

資料 p. 7～9 に基づき、平成22年度4月・5月の事業報告が行われた。第30回日本看護科学学会学術集会は、札幌市立大学の中村恵子学術集会会長のもと準備が進められており、2010年12月3日(金)～4日(土)に開催することが説明された。

和文誌の発行では、電子投稿による投稿規程や投稿論文チェックリストの改正があり、学術論文の表彰では、表彰論文の選考に関して、社員の皆様にご協力をお願いしたいことが説明された。また、学会組織の強化・発展の公益法人に向けての活動では、6月1日付で公益認定書が発行されたこと、今後の学会運営のあり方を検討するため、将来構想委員会を立ち上げたことが説明された。他機関との連携活動として、日本看護系学会協議会の高度実践看護師認定制度のあり方検討会への参加が報告された。2011年7月14・15日にメキシコのカンクンで、第2回WANS学術集会が開催されるため、参加の要請があった。南理事より、今回はSTTIに引き続きWANSが開催されるため、WANSの学会参加者はSTTIの学会の割引が適応されることが追加説明された。

片田理事長より、資料 p. 5 および p. 7 のタイトルの公益社団法人は、一般社団法人の誤植であると説明された。

平成22年度4月～5月の事業報告について、拍手にて承認された。

【2】平成22年度4月～5月決算の承認および会計監査の承認 (田村理事、中西監事)

平成22年4月～5月の収支計算書、収支計算書に対する注記、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記について報告がされた。特記すべき点は以下のとおり。

- ・事業活動収入合計は、有限責任中間法人時の決算で生じた欠損金の繰り戻しによる税金還付金分が含まれているため、10,112千円になった。
- ・事業活動支出合計は5,878千円である。そのうち事業費支出では、和文誌発送費(決算期間内で発行されなかったため)、研究助成金(今年度応募論文がなかったため)の支出がなく、1,632千円であった。また、管理費支出は5,878千円で、租税公課支出(著作権収入のみが課税対象となった)等について説明された。
- ・当期収支差額は4,112千円の黒字であり、次期繰越収支差額は、62,711千円となっている。中西監事より、会計監査報告がされた。

(質疑)

質問：社員総会時の社員の交通費等は、決算報告書のどこに含まれているのか。

回答：管理費支出の中の会議費支出に含まれている。

質問：委員会でやる会議の経費もここに含まれるのか。各委員会の具体的な支出が見えず、審議が難しい。その支出を具体的に示すことは可能か。

回答：各委員会の会議経費は、委員会支出に含まれている。各委員会の経費計上については、この資料の前段階では行っており、理事会では確認しているがこの紙面上に載せるのは難しいことが説明された。

質問：前回の社員総会でも質問したが、英文誌編集長の旅費は委員会の経費とは別と伺ったが、委員会支出に含まれないのか。

回答：英文誌の編集長の旅費および謝金（英文誌編集長謝金；200万円）は、委員会支出には含まれず英文誌編集・印刷費支出に含まれている。

平成22年度4月～5月の決算、会計監査について、拍手で承認された。

【3】公益社団法人日本看護科学学会平成22年度事業計画案の承認（井上副理事長）

資料p.22に基づき、公益社団法人としての平成22年度事業計画案が説明された。学会組織の強化・発展の「公益法人化に向けての活動」は公益認定されたため終了となり、今期は代議員の選挙が行われるため、「代議員選挙」が追加されたことが説明された。

拍手にて承認された。

【4】公益社団法人日本看護科学学会平成22年度予算案の承認（田村理事）

平成22年度収支予算書について以下の説明がされた。また、昨年11月に承認された予算よりも、大幅な赤字予算であることが説明された。理由として、公益法人の移行期に伴う会員資格喪失者の会員数回復に時間を要していること、理事交代や委員会編成の変更等により、会議の交通費が増額となったこと、公益法人化されたことにより臨時理事会や臨時社員総会が必要になったこと等が説明された。今年度は赤字予算であるが、理事会としては公益法人として最初の年度でもあり、公益事業は縮小しない方針であることが説明された。

- ・事業活動収入は、87,162千円を見込んでいる。学術集会の事業収入は開催地を考慮し、若干縮小しているが、従来レベルの活動をする予定であることが説明された。
- ・事業活動支出のうち、事業費支出は72,547千円で、和文誌編集・印刷費支出、英文誌編集・印刷費支出が増額となっていることが説明された。管理費支出は、37,078千円であり、5,029千円が増額となっている。これは、公益法人となり臨時理事会、臨時社員総会および公益法人化記念講演会の経費が加算されているためであることが再度説明された。租税公課支出は、会計事務所の算定により500千円計上し、選挙費用支出増（全国から選挙管理委員の適任者へ委託したため交通費が増額となった）などが説明された。事業活動支出合計は、109,625千円で、事業活動収支差額は22,462千円が、支出超過することが説明された。また、投資活動収支、財務活動収支、予備費支出を合わせると当期収支差額は、21,738千円であることが報告された。
- ・資料p.26は、公益法人化に伴い内閣府に提出するための収支予算書である。公益目的事業、収益事業、法人会計に分かれており、職員の従事割合や学術集会の面積割合などに基づき金額を配賦しているため、収支予算書と差額が異なる点、注3・注4にあるように従来形式の収支予算書

との相違点について説明された。

平成22年度予算案について、拍手にて承認された。

片田理事長より、会員数の回復に向け理事会として資格喪失者の手続きの簡略化など対策を講じたことにより、当初の学会会員数から約600名減まで、回復していることが報告された。現在の課題として、会員数の増加、公益法人としての会費収入以外の収益事業による収益をあげることでありと考えていることが説明された。12月の総会（社員総会および学術集会）で提案するため、理事会および将来構想委員会で審議していく予定であり、さらに社員からの意見もつる予定であることが説明された。

(質疑応答)

質問：学会の規模はどこまで大きくなればよいのか、現在、会員は足りないのか。

回答：会員数の回復とは、これまで在籍していた会員の回復のことを示している。会員の回復や今後の学会規模については将来構想委員会や理事会にて審議し、その規模に見合った収益事業を見据えていく必要があると考えている。今後、メールや社員総会等で、社員の意見をつる機会を作るため、ご協力をお願いしたい。

【5】一般社団法人日本看護科学学会員資格基準および

一般社団法人日本看護科学学会基金取扱規程の改定案の承認について（片田理事長）

資料p.27に基づき、会員資格基準および基金取扱規程における一般社団法人の文言を、公益社団法人へ変更することについて説明された。

拍手にて承認された。

V. 閉 会

最終的な会場出席者は45名、有効委任状84名、書面議決権行使14名、合計143名であることが井上副理事長から報告され、平成22年度臨時社員総会は終了した。

この議事録が正確であることを証するため、議事及び議事録署名人により以上の議事を認め署名捺印する。

平成 年 月 日

議 長 片 田 範 子 印

議事録署名人 江 川 隆 子 印

議事録署名人 寺 崎 明 美 印